

鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、自然界で枯渇することなく再生・供給され続けるエネルギー源をいう。
- (2) 地域主体型 地域住民が主体となり、発電設備を建設・運営し、その売電収益を活用して地域活動を行っていることをいう。
- (3) 市税等 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料及び下水道受益者負担金をいう。

(目的)

第3条 本補助金は、本市において地域主体型再生可能エネルギー事業に取り組んでいる地域団体に支援を行い、持続可能な再生可能エネルギー事業の構築や、地域活力の維持向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1項に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 別表第2項に掲げる補助対象者であること。
 - (2) 市税等を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。
- (1) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第1号に規定する暴力団と密接に関係を有する者が、事業及び本補助金の申請に関わっている者
 - (2) 事業の実施により関係法令に抵触する者
 - (3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3項に掲げる経費（ただし、消費税及び地方消費税を含めた額。）とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）

に別表第4項に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内に算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請等）

第8条 本補助金は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合して行うこととし、本補助金の申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）
- (4) 誓約書兼同意書（様式第5号）
- (5) 補助対象経費に係る経理書類等の写し
- (6) 事業の実施状況を明らかにした書類、写真等
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（着手届を要しない場合）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は、要しないものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 補助対象事業	本市において地域主体型再生可能エネルギー事業に取り組んでいる地域団体が行う、持続可能な再生可能エネルギー事業の構築や地域活力の維持向上を図ることを目的とした事業
2 補助対象者	本市において地域主体型再生可能エネルギー事業に取り組んでいる地域団体
3 補助対象経費	令和5年台風第7号により被災した再生可能エネルギーの発電設備の復旧に要した経費のうち、損害保険金等により補填される額を除いた経費
4 補助率	補助対象経費の2分の1

鳥取市長 様

申請（請求）人 住 所
団 体 名
代表者職氏名

補助金等交付申請書兼請求書

令和 年度において、下記のとおり鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金の交付を受けたいので、鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金交付要綱第8条の規定により申請します。なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金
- 2 補助金交付申請・請求額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書（様式第2号）
 - (2) 収支決算書（様式第3号）
 - (3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）
 - (4) 誓約書兼同意書（様式第5号）
 - (5) 補助対象経費に係る経理書類等の写し
 - (6) 事業の実施状況を明らかにした書類、写真等
 - (7) その他市長が必要と認めるもの

鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金 事業報告書

1 補助事業者等

団体名		代表者名	
-----	--	------	--

2 補助対象事業の施行場所

事業所の名称	
所在地	

3 事業の実績概要

<p>(1) 事業の内容</p> <p>(2) 事業の効果</p>
--

4 補助事業実施期間

事業着手日	令和 年 月 日
事業完了日	令和 年 月 日

様式第3号（第8条関係）

鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	摘要
自己資金 (借入金含む)			
本補助金			鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金
合計			

※合計の金額は、下記2「支出の部」の合計の金額と一致すること。

2 支出の部

(単位：円)

費目	予算額	決算額	摘要
合計			

※合計の金額は、上記1「収入の部」の合計と一致すること。

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

1 補助事業名	鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金
2 団体名	
3 住所	
4 代表者職氏名	
5 補助金申請額	
6 令和 年度に おいて仕入控除 税額が「ない」 場合	<input type="checkbox"/> 消費税の申告義務がない 基準期間における課税売上高（税抜）／___円 <input type="checkbox"/> 簡易課税方式により申告している ※添付資料／簡易課税方式の確定申告書の写し <input type="checkbox"/> インボイス制度における2割特例の適用を受けている ※添付資料／税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）欄に 「○」のある確定申告書の写し <input type="checkbox"/> 公益法人等（*）であって、特定収入割合が5%を超えている 特定収入割合／___% ※添付資料／特定収入割合の計算表の写し及び確定申告書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において 「非課税売上のみ」に要するもの」として申告している ※添付資料／確定申告書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている ※添付資料／確定申告書の写し （*）公益法人等 一般財団法人、一般社団法人、社会医療法人、学校法人、 公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、 社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等
7 令和 年度に おいて仕入控除 税額が「ある」 場合	<input type="checkbox"/> 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等 <input type="checkbox"/> 課税売上割合が95%未満の法人等、又は、課税売上割合が95%以上か つ課税売上高が5億円を超える法人等であって、個別対応方式により消費 税の申告を行っている <input type="checkbox"/> 課税売上割合が95%未満の法人等、又は、課税売上割合が95%以上か つ課税売上高が5億円を超える法人等であって、一括比例配分方式により 消費税の申告を行っている ※確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる書類（課税売上割合・控 除対象仕入税額等の計算書の写し）、特定収入の割合を確認できる資料を 添付してください。

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所
団 体 名
代表者職氏名

印

（※自署の場合は押印不要）

私は、鳥取市地域主体型再生可能エネルギー持続支援補助金の交付申請に伴い、下記の事項について制約し、及び同意します。

この誓約が虚偽であること又はこの誓約、同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 誓約事項

- (1) 鳥取市補助金等交付規則及び本補助金の交付要綱及び補助金申請の手引きの規定に従うこと。
- (2) 必要記入事項や提出書類等の内容が虚偽でないこと。
- (3) 事業の実施により関係法令に抵触していないこと。
- (4) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第1号に規定する暴力団と密接に関係を有する者が、事業及び本補助金の申請に関わっていないこと。
- (5) 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応ずること。

2 同意事項

補助金の交付の条件に適するかどうかの審査のため、鳥取市が下記の市税等の納付状況の閲覧その他の必要な調査を行うこと。

- ・市税
- ・国民健康保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料
- ・保育所保育料
- ・下水道使用料及び下水道受益者負担金